

43 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

1 基本情報

所在地	仙台市宮城野区港三丁目7番1号			代表者	代表理事 宮崎 博之
電話	022-254-3001	ファックス	022-254-3003	ホームページ	http://www.miyagi-ferry.or.jp/
設立	昭和50年4月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	土木部 港湾課
出資等の状況	第1位 宮城県 (100.0%) 20,000 千円	第2位 - (-) - 千円	第3位 - (-) - 千円	その他 - (-) - 千円	
設立目的(定款等)	仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を総合的かつ効率的に行うことにより、仙台塩釜港の機能の強化を図り、もって住民の福祉の増進と地域経済の発展に寄与すること。				出資等総額 (100.0%) 20,000 千円

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	フェリー埠頭整備事業	180,954	182,655	163,426	仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理
	全体事業に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	
事業2					
	全体事業に占める割合				
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		180,954	182,655	163,426	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
仙台塩釜港において、フェリー利用者が安全快適に利用できるフェリー埠頭の管理運営 フェリー航路維持のための活動の推進	公益財団法人として順調に事業展開されるよう、適切かつ効率的な事業運営を継続して行う。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
不特定多数の利用者がいるフェリーターミナルにおいての新型コロナウイルス感染症発生を防ぐため、国や県の指導を受けながら船社と協力して対策を講じた。 平成18年度以来となる設備投資として、岸壁の電気防食改修で新たな陽極取付を行い、安全性確保に努めた。(17,380千円)	新型コロナウイルス感染症対策を船社とも連携しながら取り組み、設備投資を実施するなど利用者及び船社にとつてよりよい環境の提供に努めている。

(3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	最小限の規模による法人運営のため、内部統制やリスクに対応できる体制の整備を進めた。 外部役員からのフェリーターミナルへの意見・要望を受け、経営に活かし健全化に努めた。 監事監査において監事(公認会計士)から指導を受け、適切な決算を行った。	港湾・船舶関係者以外の意見も取り入れつつ、透明性のある組織運営を進めている。 また、公認会計士に監査を依頼するとともに、会計指導も受けている。	A
ロ 財務の健全性 ※1	新型コロナウイルス感染拡大により運賃収入が激減した船社に対して、事業継続や仙台航路存続のほか、港湾機能の維持を図るため施設貸付料の減免を行い経常収益は減少した。一方、修繕費及び委託費の削減等により経常費用も減少し、当期経常増減額は前年度より増加した。	施設貸付料の減免に伴う減収はあったものの、フェリー会社との間で岸壁等の賃貸借契約を交わし定額の収入は得られており黒字収益の確保ができています。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	外出自粛要請等の影響で旅客の利用が著しく減少したため、今後も船社と連携して仙台航路の利用促進活動を実施する。 3密を防ぐなど新しい生活様式への対応を図り、一人でも多くの方に安心して利用される施設を目指す。 岸壁及びターミナルビルは建設後40年以上経過していることから、長寿命化と機能維持を図り、併せて施設再取得に向けた計画的な資金確保に努める。	今後は利用客の回復のためにより一層の尽力が期待される。また、施設の長寿命化も平行して取り組み、安全で快適なフェリー埠頭の管理運営に努めていただきたい。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	2,370,976	2,376,211	2,364,815	△ 11,396
	流動資産	58,528	75,828	91,007	15,179
	固定資産	2,312,448	2,300,383	2,273,808	△ 26,575
	うち基本財産	1,090,540	1,086,326	1,082,111	△ 4,215
	負債合計	296,594	296,443	267,170	△ 29,273
	流動負債	23,560	38,694	36,611	△ 2,083
	固定負債	273,034	257,749	230,559	△ 27,190
	うち長期借入金	184,806	168,174	151,543	△ 16,631
	正味財産合計	2,074,383	2,079,769	2,097,645	17,876
	指定正味財産	20,001	20,000	20,000	0
一般正味財産	2,054,382	2,059,769	2,077,645	17,876	
正味財産増減計算書	経常収益	194,099	194,798	187,709	△ 7,089
	うち事業収益	193,885	194,543	187,345	△ 7,198
	経常費用	187,665	189,411	169,833	△ 19,578
	うち管理費	6,710	6,757	6,406	△ 351
	評価損益等調整前当期経常増減額	6,434	5,387	17,876	12,489
	当期経常増減額	6,434	5,387	17,876	12,489
	経常外収益	8,480	0	0	0
	経常外費用	8,480	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	6,434	5,387	17,876	12,489
当期指定正味財産増減額	0	△ 1	0	1	
当期正味財産増減額	6,434	5,386	17,876	12,490	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	0	0	0	0
	総収入 ※3	202,578	194,798	187,709	△ 7,089
	総収入に対する補助金等割合	0.0%	0.0%	0.0%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	201,437	184,806	168,174	△ 16,632
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	87.5%	87.5%	88.7%	1.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	248.4%	196.0%	248.6%	52.6%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	8.5%	7.8%	7.1%	-0.7%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	3.3%	2.8%	9.5%	6.7%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	3.5%	3.5%	3.4%	-0.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	5 (1)	5 (1)	5 (1)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	4	4	3	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	プロパー職員	3	3	2					
	県OB	1	1	1	常勤職員(プロパー)				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	53.5			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	6,788			
上記以外の職員(※5)	0	0	1						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

4.3 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程 施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	□
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
<p>最小限の規模による法人運営のため、内部統制やリスクに対応できる体制の整備を進めた。</p> <p>外部役員からのフェリーターミナルへの意見・要望を受け、経営に活かし健全化に努めた。</p> <p>監事監査において監事（公認会計士）から指導を受け、適切な決算を行った。</p>	<p>港湾・船舶関係者以外の意見も取り入れつつ、透明性のある組織運営を進めている。</p> <p>また、公認会計士に監査を依頼するとともに、会計指導も受けている。</p>	A

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

43 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0
		収支相償を満たしているか。	②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4
			4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1
			③当期のみ増加又は黒字	2
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3
			⑤3期連続増加又は黒字	4
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0
			②正味財産比率が30%以上	2
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0
			②自己資本比率が30%以上	2
3	短期的支払能力の 適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0
			②当期100%以上	1
				1

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	2
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
合計 (13点満点)					13

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
新型コロナウイルス感染拡大により運賃収入が激減した船社に対して、事業継続や仙台航路存続のほか、港湾機能の維持を図るため施設貸付料の減免を行い経常収益は減少した。一方、修繕費及び委託費の削減等により経常費用も減少し、当期経常増減額は前年度より増加した。	施設貸付料の減免に伴う減収はあったものの、フェリー会社との間で岸壁等の賃貸借契約を交わし定額の収入は得られており黒字収益の確保ができています。	A

＜参考指標＞

合計点が
 11～13点の場合：A (概ね良好)
 7～10点の場合：B (改善の余地あり)
 3～6点の場合：C (改善措置が必要)
 0～2点の場合：D (大いに改善措置が必要)